

入院患者預り金管理及び日用品購入業務等医療外代行業務についての約定書

医療法人社団千寿会 三愛病院 管理者 千葉泰二 (以下『甲』という)と入院患者又は保護者

(以下『乙』という)とは、入院期間中下記の事項を約定する。

- 乙は、入院患者の入院生活に必要な金銭の取扱い及び物品等の購入について甲に次の業務を委託する。
 - 入院生活に必要な金銭の出納管理(入金、保管、出金)
 - 日用品、おやつ、煙草その他の物品等の購入
- 甲は、上記1の業務を次の通りに行う。ただし、入院患者の金銭等の管理は自己管理が原則であるので、病状等から自己管理が困難な患者に代わって病院側が管理するものであり、これらの者に対しても金銭等の管理方法等を指導し自己管理させるよう努める。
 - 乙から文書で依頼があった金銭(以下「預り金」という)について適正に出納管理を行う。
 - 入院患者以外から金銭の預りについての依頼があった場合は、その都度その内容を入院患者に文書で通知する。
 - 預り金の出納管理は、あらかじめ取扱者を定め、乙及び入院患者に文書で通知する。
 - 預り金の出納管理は、入院患者ごとに個人台帳を作成して行う。
 - 預り金の収支状況については、毎月1回、定期的に入院患者へ提示・説明する。
 - 乙から請求があった場合は、直ちに預り金の収支状況について提示・説明する。
 - 預り金の支出及び物品の購入は、入院患者から文書による依頼がない限り行わない。
 - 預り金の支出及び物品の購入をするときは、当該依頼書、領収書等支出又は物品の購入を明らかにする文書を整理保管する。
 - 入院患者が文書により預り金の全部又は一部の引渡しを希望した場合には、当該金額を預り金の中から引き渡す。
- 乙は、上記業務に要する費用として人件費や諸経費を基に算出した月額(預り金管理料及び日用品購入業務委託料500円)を毎月末日迄にあるいは、退院日に病院管理者に支払う。
- 乙は、いつでも本約定を解除することができる。
- 甲は、上記4の解除の要請があった場合、直ちに乙に預り金及びその出納管理を明らかにする書類を引き渡すものとする。
- 入院患者又は乙に、上記5の引き渡しが行われた後、自己の責任の下に預り金管理を行う。
- 甲は、預り金について事故等が生じた場合は、その責任を負う。
- 連帯保証人(以下「丙」という)は、乙の本約定に基づく一切の債務につき乙と連帯して支払の責任を負担する。
- 預り金は、一括預金口座にて保管を行う。一括口座の預金利息については、入院患者のレクリエーション費等として、全て還元する。
- 退院後2週間以内に再入院した場合、若しくは治療のため他医療機関に一時的に転院した場合で、記載内容に変更ない場合は再提出を必要とせず本書類を有効とする。
- 本約定を証する為、必要部数を作成し当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲	病院管理者	住所	登別市中登別町24番地 医療法人社団千寿会三愛病院
		氏名	院長 千葉泰二
乙	入院患者 保護者 (いずれかに○)	住所	
		氏名	⑩
丙	連帯保証人	住所	
		氏名	⑩

入院患者預り金管理及び日用品購入業務等医療外代行業務についての約定書

医療法人社団千寿会 三愛病院 管理者 千葉泰二 (以下『甲』という) と入院患者又は保護者

(以下『乙』という) とは、入院期間中下記の事項を約定する。

患者様氏名

に必要な金銭の取扱い及び物品等の購入について甲に次の業務を委託する。
金銭の出納管理 (入金、保管、出金)

(2) 日用品、おやつ、煙草その他の物品等の購入

2. 甲は、上記1の業務を次の通りを行う。ただし、入院患者の金銭等の管理は自己管理が原則であるので、病状等から自己管理が困難な患者に代わって病院側が管理するものであり、これらの者に対しても金銭等の管理方法等を指導し自己管理させるよう努める。

(1) 乙から文書で依頼があった金銭 (以下「預り金」という) について適正に出納管理を行う。

(2) 入院患者以外から金銭の預りについての依頼があった場合は、その都度その内容を入院患者に文書で通知する。

(3) 預り金の出納管理は、あらかじめ取扱者を定め、乙及び入院患者に文書で通知する。

(4) 預り金の出納管理は、入院患者ごとに個人台帳を作成して行う。

(5) 預り金の収支状況については、毎月1回、定期的に入院患者へ提示・説明する。

(6) 乙から請求があった場合は、直ちに預り金の収支状況について提示・説明する。

(7) 預り金の支出及び物品の購入は、入院患者から文書による依頼がない限り行わない。

(8) 預り金の支出及び物品の購入をするときは、当該依頼書、領収書等支出又は物品の購入を明らかにする文書を整理保管する。

(9) 入院患者が文書により預り金の全部又は一部の引渡しを希望した場合には、当該金額を預り金の中から引き渡す。

3. 乙は、上記業務に要する費用として人件費や諸経費を基に算出した月額 (預り金管理料及び日用品購入業務委託料500円) を毎月末日迄にあるいは、退院日に病院管理者に支払う。

4. 乙は、いつでも本約定を解除することができる。

5. 甲は、上記4の解除の要請があった場合、直ちに乙に預り金及びその出納管理を明らかにする書類を引き渡すものとする。

6. 入院患者又は乙に、上記5の引き渡しが行われた後、自己の責任の下に預り金管理を行う。

7. 甲は、預り金について事故等が生じた場合は、その責任を負う。

8. 連帯保証人 (以下「丙」という) は、乙の本約定に基づく一切の債務につき乙と連帯して支払の責任を負担する。

9. 預り金は、一括預金口座にて保管を行う。一括口座の預金利息については、入院患者のレクリエーション費等として、全て還元する。

10. 退院後2週間以内に再入院した場合、若しくは治療のため他医療機関に一時的に転院した場合で、記載内容に変更ない場合は再提出を必要とせず本書類を有効とする。

11. 本約定を証する為、必要部数を作成し当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

入院日で記載

甲 病院管理者 住所 登別市中登別町24番地
氏名 医療法人社団千寿会三愛病院
院長 千葉泰二

乙 入院患者 住所
保護者 氏名 (いずれかに○) (印)

丙 連帯保証人 住所
氏名 (印)

誓約書連帯保証人